

# もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業のうち、「6次産業型」及び「農商工連携型」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 目 的

近年、農林漁業所得が低下する中、農林漁業者が生産のみならず自ら加工、販売等を行う6次産業化は付加価値を高め所得の向上や雇用の確保につながる重要な取組である。

のことから県は、そのような意欲のある農林漁業者や連携する食品加工業者等（以下「農林漁業者等」という。）が作成した生産、加工、流通等に係る計画（以下「プラン」という。）を認定し、プランの実現に必要な支援を行うことにより、自らが、生産から加工・製造、流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化や、農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組む農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 3 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）6次産業化

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が農林水産物を生産するとともにその加工・製造、流通・販売等を一体的に行うこと。

### （2）農商工連携

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が食品加工業者等と連携して、生産した農林水産物を活用した商品製造、販売等に取り組むこと。

### （3）連携農林水産物

農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成

する上で不可欠な属性を有する農林水産物のこと。

#### 4 プランの原則

認定するプランは、（1）から（6）までの要件をすべて満たすものとする。

（1）プランは区分毎に以下のとおりであること。

区分	事業実施主体	要件
6次産業型	農林漁業者 農林水産業を営む 法人 任意組織(規約を有 すること) 農漁協	<p>①事業実施主体(任意組織・農漁協においては、プランにおいて支援を受ける最終の受益者(以下「最終の受益者」という。)とする。)自ら農林漁業経営を行っていること。</p> <p>②事業実施主体(任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。)自らが生産だけでなく加工もしくは商品販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定であること。)。</p> <p>③原則プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産及び販売実績が3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。</p> <p>④本事業で扱う農林水産物(自ら生産する原材料)については、原則として事業実施主体(任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。)が、おおむね50%以上生産を行っていること(又はプラン期間中に行う予定であること。)。</p> <p>⑤次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づき認定された者をいう。)の取組であること(プラン期間中の所得が所在する市町村の農業経営基盤強化促進</p>

		<p>基本構想（以下、「基本構想」とする。）において規定された所得目標以上となること。また、プラン期間中に認定後5年間を経過する場合は、再認定を受けること。）。</p> <p>イ 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の場合は、農業関係所得相当額（作業者への賃金を含む。）が所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上であること。</p> <p><b>【水産分野】</b></p> <p>ウ 漁業者1経営体のプランで取り組む加工品等の年間販売額が150万円以上を目指す取り組みであること。</p> <p>エ 法人・任意組織・漁協の加工品製造販売額又は直接販売額がプラン期間中に10%以上向上すること。</p>
農商工連携型	農林漁業者と連携する食品加工業者等	<p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結すること。</p> <p>イ 原材料となる連携水産物について、仕入れ金額の50%以上は県内の产地市場を経由する取り組みであること。</p> <p>②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努めること。</p>

- (2) プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現性が高いこと。
- (3) プランを実行することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化にメリットがあること。
- (4) プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であり、特に行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであること。
- (5) 機械等の整備は、既存機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。
- (6) プランの期間は3年とする。なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定すること。

## 5 プランの内容

認定するプランは、農業分野（特用林産物を含む。）、畜産分野、水産分野及び農林漁業者と連携した食品加工等の分野を対象とし、プラン対象加工品の原料供給量・製造量・販売量について、プラン終了年度の翌年度まで毎年度の計画を作成すること（プランに掲げる目標と重複することができる。）。

また、最終の受益者が過去に、とつとり発！6次産業化総合支援事業実施要領（平成23年6月27日付第201100049068号農林水産部長通知）に基づき認定されたプラン及び本事業で支援を受けたプラン（以下「前回のプラン」という。）における最終の受益者と同一の者である場合には、前回のプランにおける目標を達成しており、かつ、次のいずれかに該当するものののみ対象とする。

- (1) 前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が20%以上拡大されること。

ただし、6次産業型の取り組みで、中山間地域等直接支払制度による交付金の交付農地（又は交付見込み農地）におけるプランについては、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が10%以上拡大されることとする。

- (2) 水産分野の法人・任意組織・漁協のプランについては、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して販売額が10%以上拡大されること。

## 6 プランの作成者

4の（1）の表における区分毎の事業実施主体（農林漁業者等）とする。

## 7 プラン認定申請の手続等

（1） プランの作成者は、当該市町村長へプランを提出し、プランについての同意を得るものとする。

（2） 市町村長は、プランの内容を適當と認め、当該プランに同意したときは、プランに対する意見を添え、その旨をプランの作成者へ通知するものとする。

（3） プランの作成者は、以下のとおり申請を行うものとする。

市町村長の同意が得られたプランに別記様式1を添付して、東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）、市場開拓局長又は水産振興局長（以下「所長等」という。）へ提出し、認定の申請を行うものとする。

区 分	分 野	申 請 先	
6次産業型	農業(特用林産物を含む)、畜産	東部（八頭郡を除く）	東部農林事務所長
		八頭郡	東部農林事務所八頭事務所長
		中部	中部総合事務所長
		西部（日野郡を除く）	西部総合事務所長
		日野郡	西部総合事務所日野振興センター所長
	水産	全県	水産振興局長
農商工連携型	食品加工(農林業者、農協等と連携)	全県	市場開拓局長
	食品加工	全県	水産振興局長

	(漁業者、漁協等と連携)		
--	--------------	--	--

(4) (3) の申請を行う場合は、プラン期間中の経営計画（経営試算）を添付するものとする。

## 8 プランの認定

- (1) 所長等は、農業関係プラン審査会（水産振興局は、6次産業化（農商工連携）推進プラン審査会、市場開拓局は、食のみやこ鳥取県推進関係補助事業審査会（以下「審査会等」という。）を設け、4のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について審査会等の意見を聞くものとする。
- (2) 所長等は、審査会等の意見に基づきプラン認定の適否を決定し、その結果を該当する市町村長及びプランの作成者（市場開拓局長にあっては所管の所長等を含む）に通知するものとする。

## 9 県及び市町村の支援体制

県及び市町村は相互に連携し、農林漁業者等のプランの作成及び実現に向け必要な助言及び協力をを行うものとする。

## 10 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、所長等が認定したプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費について、要綱に定めるところにより補助するものとする。

## 11 支援事業

支援事業の実施期間は3年以内とし、支援事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないものであって、他の事業計画認定を受けている場合は当該計画との整合性が認められるもの。

- (2) 農産物（特用林産物含む）、畜産物、水産物関係の6次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの。）等とするが、畜産物、水産物の生産に必要な機械等は対象としない。
- (3) 生産物を直接販売する取組にあっては、新たな販路開拓等、事業実施主体の販売に係る努力が必要なものを対象とし、既存直売施設のみへの出荷量増等は対象としない。
- (4) 農林漁業者(団体を含む)と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの。）を対象とする。
- (5) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は対象としない。
- (6) 県が行う認証又は許可等の申請に係る経費（継続認定等に係る調査手数料等を含む）及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費（受講料、旅費等）は対象としない。

## 1.2 プランの公表

認定されたプランは、概要を県のホームページに掲載して公表する。

## 1.3 プラン実施状況の報告

- (1) プランの作成者は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等を、別記様式2により翌年6月30日までに市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所管の所長等に提出するものとする。なお、市場開拓局長においては、速やかに受理した報告書の写しを所管の所長等に送付するものとする。
- (2) (1) の市町村からの報告を受けた所長等は、7月末日までに市場開拓局長に報告するものとする。また、その内容を関係機関と共有し、課題解決等の支援を行うものとする。
- (3) (1) の報告は、認定を受けたプランの目標年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

#### 1 4 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業の追加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、所長等に変更の認定を受けるものとする。ただし、令和元年度以前にプランの認定を受けた事業については、なお従前の例による。
- (2) 6及び7、8の規定は（1）の変更認定について準用する。

#### 1 5 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年7月15日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年3月30日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年3月14日から施行する。
- 5 この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

- 6 この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 7 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。  
ただし、13の（2）の規定においては、この通知による改正後の規定を適用する（認定されたプランで策定されていない内容は除くことができるとしている。）。

別記様式1

プラン認定に係る申請書

年　月　日

プラン名

事業区分

( 所長又は局長 ) 様

申請者 住 所  
氏 名

別添のとおり、プランを添えて認定に係る申請を行います。

プランの該当項目（該当する項目に「○」を記載すること）※複数選択可

- 認定農業者の取組
- 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の取組
- 水産分野の取組
- 農林漁業者と連携した食品加工業者等の取組

なお、プランの認定後は、もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領の12に基づくプランの概要を鳥取県ホームページへ掲載すること（別紙の取扱いに基づき公開すること。）に同意します。

また、もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領の13に基づくプラン実施状況の報告については、規定のとおり提出します。

## 別紙

もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）におけるプランの公開に係る各項目の取扱いについて

項目	個人の農林漁業者のプラン	農林水産業を営む法人のプラン	任意組織のプラン	農漁協のプラン	食品加工業者等のプラン				
氏名	申請者名公開	組織名称及び申請代表者名は公開							
所在地	市町村名のみ公開	申請代表者の所在地の市町村名のみ公開		市町村名のみ公開					
品目	6次産業化・農商工連携の原料の品目のみ公開								
概要	公開								

## 別記様式2

## プランの実施状況報告書

- 1 事業実施主体名  
(事業区分 )
- 2 住 所
- 3 プラン名
- 4 プラン認定年月日

## 5 プランに掲げた目標に対する達成状況

具体的な取組内容（項目）	目標及び実績				
	現 状 年度	年度	年度	年度	年度

- (1) 具体的な取組内容欄はプランの目標項目数に合わせて、追加すること。
- (2) 目標欄の上段に目標値、下段に実績値を記載し、目標値に対する割合(%)を括弧書きで記載すること。

## 6 6次産業化の状況（6次産業型の場合）

対象年度	年度		
	計画及び実績	左記の達成率となった要因・課題	今後の具体的な対策
自ら生産する加工品原料の供給状況 (1次)	原料供給量 計画： 実績： 達成率： %		

	計画及び実績	左記の達成率となった要因・課題	今後の具体的な対策
加工品製造状況 (2次)	加工品製造量 計画： 実績： 達成率： %		
加工品販売状況 (3次)	計画及び実績 加工品販売量 計画： 実績： 達成率： %	左記の達成率となった要因・課題	今後の具体的な対策
販売促進・販売対策等の実施状況 (3次)			

ア プラン対象農林水産物が複数ある場合は、農林水産物毎に作成すること。ただし、加工品が複数の農林水産物を原料とする場合を除く。

イ 販売促進・販売対策等の実施状況欄には、販売促進等の取組状況、販売先（消費者・実需者）の反応・連携、販売促進の成果等について具体的に記載すること。

## 7 農商工連携の状況（農商工連携型の場合）

連携農林水産物名					
連携農林業者名	現状 年度	年度	年度	年度	年度

	円	円	円	円	円
連携比率	%	%	%	%	%
県産比率	%	%	%	%	%
上記比率となった要因・課題					
今後の具体的な対策					

- (1) 複数の農林水産物で連携する場合には、農林水産物毎に別葉とする。
- (2) 連携農林業者名簿は連携した農林業者の数に合わせて追加すること。
- (3) 連携比率欄は連携農林業者から仕入れた当該連携農林産物金額が全体仕入れ金額に占める比率を記載すること。
- (4) 県産比率欄は連携農林水産物の県産比率（仕入れ金額ベース）を記載すること。

#### 8 支援事業により導入した機械等の利用実績

機械、施設名	導入 年度	利 用 予 定 及 び 実 績			
		年度	年度	年度	年度

- (1) 機械、施設名欄は導入した機械等の数に合わせて、追加すること。
- (2) 当該報告年度欄の上段に利用予定、下段に利用実績（機械、施設の利用時間、回数、人数等）を記載し、利用予定に対する割合（%）を括弧書きで記載すること。
- (3) 利用予定に対して利用率が 70 %を下回る場合にあっては欄外にその理由を記載すること。

#### 9 海外認証等の取得状況

取得年月日	年　月　日
-------	-------

国際規格等の名称	
輸出の状況	

※要綱の別表2第1欄（1）の要件で要綱の第3条第4項及び第5項に基づき補助金の交付を受けている場合のみ記載

#### 1.0 「のりかえ加工品」の加工状況

のりかえ加工品名					
連携事業者名					
加工事業者	(認定前) 年度	年度	年度	年度	年度
県内	事業実施主体				
	その他（事業者名）				
県外	(事業者名)				
県内比率	%	%	%	%	%

※要綱の別表2第1欄（2）の要件で要綱の第3条第4条及び第5項に基づき補助金の交付を受けている場合のみ記載

- (1) 「のりかえ加工品」ごとに表を追加すること
- (2) 表には、のりかえ加工品の取扱量又は取扱金額を記載すること
- (3) 連携事業者数及び加工事業者数の数にあわせて、欄を追加すること
- (4) 記載する年度は、事業実施前と事業実施後の加工品の取扱量又は取扱金額を比較できるようにすること。

#### 1.1 プランに掲げた目標以外の必須報告項目

具体的な報告内容（項目）	実績（千円）				
	現状 年度	年度	年度	年度	年度

- (1) 個別の取組の場合にあっては、具体的な報告内容欄には、農林水産物等の年間販売額・水揚金額（プラン対象部門及び経営全体）を必ず記載すること。
- (2) 個別の取組の場合であって、認定農業者の取組の場合は、（1）に加え、具体的な報告内容欄

に所得（農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に基づく農業経営改善計画に記載する所得に準じたもの。）を必ず記載すること。

(3) 令和元年度以前に認定されたプランのうち、プラン実施により雇用が発生するときは(1)に加え、下表により雇用実績を必ず記載すること。

また、他の補助事業を活用して雇用している場合には、当該事業名を下欄に記載すること。

雇用者氏名又は作業 ※作業名の場合は下段 に実人数を記入	常 勤 バート の 別	実 績 (雇用延べ日数)				
		現 状 平成 年度	年 度	年 度	年 度	年 度
(人)		延 日	延 日	延 日	延 日	延 日
事 業 名						

(4) 最終の受益者が複数となる取組にあっては、受益者毎に（1）から（2）に準じた項目を必ず記載すること。

(5) 実績欄には年度毎の実績値を記載すること。

(6) 当該部分（11 プランに掲げた目標以外の必須報告項目（1）、（3）及び（7））は、1～10までとは別頁とすること。

(7) 農業協同組合（生産部会等を含む。）、漁業協同組合の取組の場合にあっては、下表により、最終の受益者のプラン対象部門に係る販売金額の区分毎に戸数を記載すること。また、販売金額の区分欄に括弧書きでプラン対象部門名を合わせて記載すること。

販売金額の区分 (プラン対象部門名)	実 績 (戸数)				
	現 状 年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
1,000 万円以上					
700～1,000 万円未満					
500～700 万円未満					
300～500 万円未満					
100～300 万円未満					
100 万円未満					
合 計					

1.2 プランの総合評価等

対象年度	年度
プランの実施状況 及び 総合評価	
残された課題	
課題に対する対応策 (プラン受益者の対応)	
県行政機関（農林局、農林事務所等）の個別支援希望有無	( ) 有 ( ) 無
県行政機関に希望する支援内容	

- (1) プランの目標期間の設定年度に合わせて、記載欄を追加すること。
- (2) プランの実施状況及び総合評価欄は、プランの実施状況、プラン目標の達成状況、プラン受益者の農業経営への効果等を総合的に取りまとめ記載すること。
- (3) 残された課題欄は、プラン目標の達成状況が100%未満の内容がある場合に記載すること。
- (4) 課題に対する対応策欄は、上記「残された課題」がある場合に記載すること。
- (5) 県行政機関（農林局、農林事務所等）の個別支援希望有無欄については、該当する項目に「○」を記載すること。
- (6) 当該部分（1.2 プランの総合評価等）は、1～11までとは別頁とし、必ず記載すること。
- (7) 県行政機関の個別支援を希望する場合、支援内容を具体的に記載すること。